

大阪市告示第1045号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年7月31日

大阪市長 横 山 英 幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 鶴見緑地プール	令和8年8月3日（月）	午前9時から 午後9時まで
	令和8年8月10日（月）	午前8時30分から 午後9時まで
	令和8年8月17日（月）	午前9時から
	令和8年8月24日（月）	午後9時まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 鶴見緑地プール	令和8年8月1日（土）から 令和8年8月2日（日）まで	午前8時30分から 午後9時まで
	令和8年8月8日（土）から 令和8年8月9日（日）まで	
	令和8年8月11日（火）から 令和8年8月16日（日）まで	
	令和8年8月22日（土）から 令和8年8月23日（日）まで	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）